

# 平成27年度決算検査報告

会計検査院

国立大学法人島根大学に係る事項の抜粋

第30 国立大学法人弘前大学、第31 国立大学法人岩手大学、第32 国立大学法人筑波大学、第33 国立大学法人埼玉大学、第34 国立大学法人金沢大学、第35 国立大学法人浜松医科大学、第36 国立大学法人三重大学、第37 国立大学法人鳥取大学、第38 国立大学法人島根大学、第39 国立大学法人広島大学、第40 国立大学法人佐賀大学、第41 国立大学法人長崎大学、第42 国立大学法人宮崎大学、第43 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、第44 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (330) DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

科 部	目 局 等	経常費用
		(1) 国立大学法人弘前大学
		(2) 国立大学法人岩手大学
		(3) 国立大学法人筑波大学
		(4) 国立大学法人埼玉大学
		(5) 国立大学法人金沢大学
		(6) 国立大学法人浜松医科大学
		(7) 国立大学法人三重大学
		(8) 国立大学法人鳥取大学
		(9) 国立大学法人島根大学
		(10) 国立大学法人広島大学
		(11) 国立大学法人佐賀大学
		(12) 国立大学法人長崎大学
		(13) 国立大学法人宮崎大学
		(14) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
		(15) 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
会計経理の内容		DNA 合成製品の購入に係る代金の支払
不適正な会計経理の額		(1) 8,437,069 円(平成 22 年度～26 年度)
		(2) 5,212,218 円(平成 22 年度～26 年度)
		(3) 5,062,231 円(平成 21 年度～26 年度)
		(4) 6,773,704 円(平成 21 年度～26 年度)
		(5) 3,320,981 円(平成 22 年度～26 年度)
		(6) 4,166,396 円(平成 22 年度～25 年度)
		(7) 3,577,011 円(平成 22 年度～26 年度)
		(8) 10,020,000 円(平成 22 年度～26 年度)

- (9) 4,358,050 円(平成 22 年度～25 年度)
- (10) 40,308,942 円(平成 22 年度～26 年度)
- (11) 5,415,150 円(平成 22 年度～26 年度)
- (12) 10,253,020 円(平成 22 年度～26 年度)
- (13) 3,517,494 円(平成 22 年度～25 年度)
- (14) 13,735,274 円(平成 22 年度～26 年度)
- (15) 3,888,523 円(平成 22 年度～26 年度)

## 1 DNA 合成製品の購入に係る会計経理の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)は、国立大学法人等に所属する研究者が各種の研究活動を行うために、研究用物品を多数購入するなどしている。研究用物品のうち DNA 合成製品は遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するものであり、研究の進捗に応じて発注が行われている。

そして、各国立大学法人等の会計規程等の定めるところにより、DNA 合成製品等の研究用物品の購入に係る契約については、研究者が契約依頼書を経理責任者等へ提出し、経理責任者等が契約を締結して、納品検査を行うこととなっていて、国立大学法人等によっては、物品の購入に係る 1 回の発注金額が一定の金額未満であるなどの場合は、研究者が直接契約を締結することができることとなっている。また、物品の購入に係る代金の前払は、定期刊行物及び外国から購入する物品の代金等の支払のような業務の実施上又は経費の性質上必要があるものなどを除き認めないこととなっている。さらに、各国立大学法人等の資産、負債及び資本の増減又は異動並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとなっている。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、DNA 合成製品の購入は会計規程等に基づき適正に行われているか、DNA 合成製品の納品検査は適切に行われているかなどに着眼して、全 86 国立大学法人のうち 22 国立大学法人及び全 4 大学共同利用機関法人のうち 1 大学共同利用機関法人において、平成 21 年度から 26 年度までの間に支払が行われていた DNA 合成製品の購入に係る契約を対象として、契約決議書、検収調書等の書類により会計実地検査を行った。

(注 1) 22 国立大学法人 帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、筑波大学、埼玉大学、東京海洋大学、新潟大学、金沢大学、浜松医科大学、三重大学、鳥取大学、島根大学、広島大学、香川大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、総合研究大学院大学の各国立大学法人

(注 2) 1 大学共同利用機関法人 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

14 国立大学法人及び 1 大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「15 国立大学法人等」という。)に所属する複数の研究者は、DNA 合成製品の購入に当たり、研究者名等を製造メーカーに登録して DNA 合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に DNA 合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究者が研究の進捗に応じ

て必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされるなどの方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用して。そして、これらの研究者は、プリペイド方式のポイント等を購入することとなる契約について、契約依頼書を経理責任者等に提出したり、販売代理店と直接契約を締結して支払依頼書を経理責任者等に提出したりしていた。

しかし、15 国立大学法人等の経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイント等の購入が実際は DNA 合成製品の購入には当たらない前払となるものであることを認識せずに、契約依頼書や支払依頼書をそのまま承認して販売代理店との契約を締結していたり、販売代理店への支払を行ったりしていた。また、納品検査に当たり、プリペイド方式のポイント等の購入に係る納品書を DNA 合成製品の納品書と誤って認識するなどしていた。

その結果、実際には DNA 合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイント等の購入に係る納品書を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして、現物との照合を行わず支払を行っていた事態が、15 国立大学法人等において、21 年度から 26 年度までの間に計 980 件、支払額計 128,046,063 円について見受けられた。

さらに、購入されていたプリペイド方式のポイント等の一部については、研究者が年度内の研究に使用せず翌年度に持ち越していたり、残高を保有した研究者が他の研究機関へ異動したことにより当該残高の管理が困難となっていたりしている事態が見受けられた。

これらの事態は、会計規程等に違反して、DNA 合成製品を代金の前払となるプリペイド方式により購入するなどの不適正な会計経理を行って、DNA 合成製品の購入代金計 128,046,063 円を支払っていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、経理責任者等において DNA 合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及び DNA 合成製品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと、また、15 国立大学法人等において研究者及び経理責任者等に対し DNA 合成製品の購入を会計規程等に基づき適正に行うなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を国立大学法人等別に示すと次のとおりである。

国立大学法人等名	年度	不適正な会計経理を行っていた件数	不適正な会計経理による支払額
		件	円
(330) 弘前大学	22～26	106	8,437,069
(331) 岩手大学	22～26	33	5,212,218
(332) 筑波大学	21～26	38	5,062,231
(333) 埼玉大学	21～26	74	6,773,704
(334) 金沢大学	22～26	55	3,320,981
(335) 浜松医科大学	22～25	28	4,166,396
(336) 三重大学	22～26	33	3,577,011
(337) 鳥取大学	22～26	19	10,020,000
(338) 島根大学	22～25	21	4,358,050
(339) 広島大学	22～26	366	40,308,942
(340) 佐賀大学	22～26	42	5,415,150
(341) 長崎大学	22～26	55	10,253,020
(342) 宮崎大学	22～25	42	3,517,494
(343) 北陸先端科学技術大学院大学	22～26	51	13,735,274
(344) 情報・システム研究機構	22～26	17	3,888,523
(330)～(344)の計		980	128,046,063

第45 国立大学法人東北大学、第46 国立大学法人秋田大学、第47 国立大学法人山形大学、(第32 国立大学法人筑波大学)、(第34 国立大学法人金沢大学)、第48 国立大学法人山梨大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人岐阜大学、(第35 国立大学法人浜松医科大学)、(第36 国立大学法人三重大学)、第51 国立大学法人滋賀医科大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人神戸大学、(第37 国立大学法人鳥取大学)、(第38 国立大学法人島根大学)、第54 国立大学法人岡山大学、第55 国立大学法人山口大学、第56 国立大学法人徳島大学、第57 国立大学法人愛媛大学、第58 国立大学法人高知大学、(第40 国立大学法人佐賀大学)、(第41 国立大学法人長崎大学)、第59 国立大学法人大分大学、第60 国立大学法人富山大学

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムの利用状況について

[平成 25 年度決算検査報告 907 ページ参照]  
[平成 26 年度決算検査報告 783 ページ参照]

1 本院が表示した意見

国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学及び国立大学法人富山大学(平成 17 年 9 月 30 日以前は国立大学法人富山医科薬科大学。以下、これらを合わせて「24 国立大学法人」という。)を含む 41 国立大学法人は、経営者等の意思決定や組織内部の業績測定・業績評価に役立つ情報を提供するなどの附属病院の運営・経営状況を把握するための管理会計等の必要性等を踏まえて、16 年 4 月の国立大学法人化に向けて開発された国立大学病院管理会計システム(以下「HOMAS」という。)を導入している。しかし、24 国立大学法人において、HOMAS を利用する上での体制上の問題点に対して十分な対策が講じられていないことから、25 年度末現在において HOMAS が全く利用されていない事態が見受けられた。

したがって、24 国立大学法人において、現状の HOMAS の機能等を継承しつつ、新たな機能を追加するなどして 28 年 4 月以降に導入が予定されている国立大学病院向け管理会計サービス(以下「HOMAS 2」という。)を効果的かつ継続的に利用するために、HOMAS 2 の開発や各国立大学法人間の意見調整を行う国立大学附属病院長会議等と連携しながら、HOMAS 2 の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体として HOMAS 2 の利用方針等について十分に検討して明確にしたり、18 国立大学法人において、財務会計、<sup>(注1)</sup> 医事会計等のシステムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようにし、また、担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保<sup>(注2)</sup> できるような体制を整備したり、8 国立大学法人において、診療科別や検査部門といった部

国立大学、三重大学、高知大学、東北大学、滋賀医科大学、秋田大学、山形大学、山梨大学、信州大学、山口大学、岐阜大学、徳島大学、浜松医科大学、愛媛大学、長崎大学、京都大学、富山大学、筑波大学、金沢大学、島根大学、山梨大学、岡山大学、信州大学、山口大学、岐阜大学、徳島大学、浜松医科大学、愛媛大学

第3章  
第2節  
第32、  
第34―  
第38、  
第40、  
第41、  
第45―  
第60  
国立  
大学、  
三重大  
学、高  
知大学、  
東北大  
学、滋  
賀医科  
大学、  
秋田大  
学、山  
形大学、  
京都大  
学、山  
形大学、  
大分大  
学、神  
戸大学、  
筑波大  
学、富  
山大学、  
愛媛大  
学、金  
沢大学、  
島根大  
学、山  
梨大学、  
岡山大  
学、信  
州大学、  
山口大  
学、岐  
阜大学、  
徳島大  
学、浜  
松医科  
大学、  
愛媛大  
学

門ごとの原価計算において各診療科等へ直接費用を計上することが困難な費目について費用を各部門に案分するための配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ったりする措置を講ずることにより、HOMAS2の利用に必要な体制の整備を図るよう、24 国立大学法人の各学長に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、その後の処置状況について、24 国立大学法人に対して報告を求めてその内容を確認するなどの方法により検査するとともに、21 国立大学法人において会計実地検査を行った。

検査の結果、24 国立大学法人は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24 国立大学法人は、27年7月以降HOMAS2の導入のための説明会等が順次開催されたことを受けて、28年6月までに、同説明会等に参加するなどしてHOMAS2の仕様等の内容を把握した上で、それらを踏まえて十分に検討して、附属病院の意思決定機関等においてHOMAS2の利用方針等を決定した。

イ 18 国立大学法人は、27年7月までに、HOMAS2に係る業務の担当を明確にすることなどにより各部門と連携を図るようにし、また、HOMAS2の担当者を増員することなどにより適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備した。

ウ 8 国立大学法人は、前期の説明会等においてHOMAS2に係る配賦基準の共通ルール等が周知されたことを受けて、28年6月までに、附属病院の意思決定機関等において配賦基準等を決定し、会議等で関係者に周知して理解を得ることなどにより十分な調整を行った。

(注1) 18 国立大学法人 東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、京都大学、鳥取大学、徳島大学、愛媛大学、佐賀大学、長崎大学、大分大学、富山大学の各国立大学法人

(注2) 8 国立大学法人 秋田大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、徳島大学、高知大学、佐賀大学の各国立大学法人

(注3) 21 国立大学法人 東北大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、富山大学の各国立大学法人